

第5章 耐震化促進に関する啓発及び知識の普及

1. 建築物の所有者等に対する意識啓発と知識普及

建築物の耐震化促進のためには、地震防災対策が自らの生命と財産の保全につながることを建築物の所有者等自身が認識し、問題意識をもって取り組むことが不可欠です。

そのため、市は、建築物の所有者等に対し、地震の危険性と建物耐震化の必要性について、意識啓発と知識普及に努めます。

(1) 茂原市地震ハザードマップの公表

市は、建築物の所有者等、市民への意識啓発を図るため、今後、発生のおそれがある地震の概要と、想定される大地震による地域の危険度を示した「茂原市地震ハザードマップ」を公表しています。これにより、地震被害の可能性について、市民への注意喚起と、防災意識の高揚を図ります。「揺れやすさマップ」(※1)、「地域危険度マップ」(※2)「液状化危険度マップ」(※3)には、避難場所や、老朽建物や地質など、地域性による防災情報を視覚化し、耐震化についての知識の普及及び、地震災害の低減等に努めます。

※1 震度などの揺れの大きさを地図上に示したもの。

※2 全壊などの建物被害の程度を地図上に示したもの。

※3 液状化の危険度の程度を地図上に示したもの。

(2) 建築物の地震防災対策普及ツールの作成

耐震化普及のためのパンフレット、ポスター、リーフレットなどの普及ツールを建築関係団体等(以下「関係団体」という。)と連携し、相談窓口や住宅関連イベントなどを通じて配布し、耐震化の重要性について意識啓発及び知識の普及に努めます。

パンフレット等の内容は、市の広報や、ホームページなどを活用して周知を行います。

(3) リフォーム工事等に係る不動産会社・建設会社への意識啓発

リフォーム工事や増改築、省エネ改修工事、バリアフリー改修工事は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事とあわせて耐震改修が行われるよう、補助制度の創設や不動産会社・建設会社へ意識啓発を図ります。

また、住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、耐震改修工事又は耐震補強工事を行った住宅に対して、融資額および金利の優遇を行っています。制度の周知と活用促進を図ることで、リフォーム工事と併せた耐震改修工事の促進を図ります。

(4) 耐震相談会の実施

市は、住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と、耐震化の必要性について住宅の所有者等の理解を深め、耐震診断及び耐震改修等を促すために、関係団体と連携して「耐震相談会」を実施します。

「耐震相談会」の開催にあたっては、関係団体の協力を得ながら、主に昭和56年5月31日以前に着工された木造2階建て以下の在来軸組み工法による一戸建ての住宅の所有者等を対象とし、建築士等による個別の耐震相談などを開催し、耐震化に関する知識の普及、啓発を図るとともに、各種相談を受け付けます。

(5) 高齢者に向けた意識啓発

旧耐震基準建築物である住宅の所有者等の多くは、高齢者であることが想定されます。バリアフリー改修等を実施する際に併せて耐震改修を行うことで、金銭面や工事にかかる手間等の負担が軽減されることや、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度を周知し、防災への意識向上と耐震化の促進を図ります。

(6) 木造住宅の耐震性能検証法の周知

平成28年4月の熊本地震においては、旧耐震基準建築物に加え、新耐震基準建築物のうち平成12年5月31日以前に建てられた木造住宅においても倒壊による被害が見られました。そのため、当該木造建築物についても、耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）による耐震性能の確認の必要性を周知していきます。

2. 耐震化を促進するための環境整備

市は、木造住宅の耐震化を促進する制度の創設、ならびに県や関係団体と連携して建築物の所有者等が耐震化に取り組みやすいよう相談体制を整備するとともに、耐震診断を行う技術者やアドバイザーの養成、自治会等の地域単位の取り組みを支援するなど、耐震化を推進する環境整備を進めていきます。

(1) 相談体制の整備、情報提供の充実

市は、耐震相談窓口を設置し、建築物の所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の普及・意識啓発を図るための積極的な情報提供を行います。

また、広報誌等の活用により、意識の向上を図ります。

市は、相談窓口における相談員の資質の向上を図るため、県や関係団体が主催する相談窓口の担当者等を対象とした研修等の参加に努めます。

(2) 建築物の所有者等に対する適切かつ幅広い改修・補強方法の提示

市は、建築物の所有者等に対して、経済的で実現可能な改修・補強方法や落下物・倒壊物対策の方法等、適切かつ幅広いメニューを提示するよう関係団体や建築技術者等に対しての要請を図ります。

また、戸建住宅の耐震化を適切に進めていくには、様々な改修工法の中から、住宅の状況に即した改修工法を選択していくことが重要です。このため、強度が十分確保されており、簡便で汎用性が高い改修工法や段階的な耐震改修等の手法について、パンフレットやホームページにより情報提供の充実に努めます。

(3) 自治会等における防災活動との連携

地域において自治会等は災害時対応において重要な役割を果たします。したがって、平常時から自治会等において地震時の危険箇所の点検や建築物の耐震化のための意識啓発活動を行うことが期待されます。

また、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携など幅広い取り組みが必要です。

市は、このような地域単位の取り組みを支援するものとしします。

3. その他の安全対策に係る知識の普及

建築物に起因する地震災害では、建築物の倒壊のほか、液状化・地滑りや非構造部材等の落下などによる人的被害が多く発生しています。

建築物の所有者等は、このような人的被害の予防のため、建築物の耐震化とあわせて、家具の転倒防止対策、敷地の安全対策、各種落下物対策、エレベーター及びエスカレーターの安全対策、天井等の脱落対策、耐震シェルター等の設置など、地震時の総合的な建築物等の安全対策を検討していくものとします。そのため市は、耐震相談会等の機会を通じて、知識の普及を図ります。

(1) 家具の転倒防止対策

家具等の転倒による被害を軽減するため、建築物の所有者等に家具の固定方法等について、知識の普及を図ります。

(2) 敷地の安全対策

これまでの大規模地震では地盤の液状化や地滑りなどにより、被害が発生していることから、液状化対策等に関する知識の普及を図ります。

(3) 各種落下物対策

地震発生時において、建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁、ガラス等が落下し、通行人等に被害を与えることがあります。このような被害を防止するために、市は県と連携し、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物において落下の危険がある部分について、落下防止対策をするよう促します。また、特に通行人が多い場所の建築物で落下のおそれのある部分がある場合は、建築物防災週間等の際に建築物の所有者等に点検、改善を促すものとします。

過去に発生した地震や令和元年房総半島台風（台風第15号）では、住宅の屋根瓦に被害が発生していることから、瓦の地震時等の脱落防止対策に係る具体的な緊結方法などをホームページ等で周知し、建築物の所有者等に安全性の確保を促します。

(4) エレベーター及びエスカレーターの安全対策

建築物の高層化が進む中、震災時においてエレベーターが緊急停止し、内部に長時間閉じ込められたり、エスカレーターが脱落するなどの事態が問題となっています。エレベーターやエスカレーターには、建築基準法による報告が義務付けられており、市は特定行政庁として、エレベーターやエスカレーターの設備に関する報告等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、安全対策を講ずるよう指導するものとします。また、県が特定行政庁として指導するものについては、市は連携協力していくものとします。

(5) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。このような被害を防止するために、市は県と連携し、建築基準法による定期報告等の機会を捉えて、建築物の特定天井の脱落や配管等の設備の落下の危険がある部分についてその防止対策をするよう促すものとしてします。

(6) 耐震シェルター等の普及

費用面などの問題から、耐震化を行うことが困難な方に対して、地震により住宅が倒壊しても命を守ることできる耐震シェルターや防災用ベッド等の設置について、情報提供を行っていきます。

第6章 関係団体との連携

1. 県内における関係団体

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

地震の災害に備え、県及び市町村の緊密な連携のもとに、建築物に関する防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図るため設置されています。

市は、市内の建築物について、千葉県建築防災連絡協議会と協力・連携して防災対策、地震対策の総合的、計画的な推進を図ります。

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

県内の特定行政庁によって組織され、特定行政庁相互間における連絡協議会と緊密化を図り、もって建築行政の円滑な運営を図るために設置されています。

市は、当連絡協議会と協力・連携して、所管行政庁における指導、助言、指示、公表及び特定行政庁における建築基準法による勧告又は命令に関する意見交換や連絡調整に努め、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進していきます。

(3) 千葉県建築設計関連六団体連絡会議

県内にある建築関連団体（(一社)千葉県建築士会、(公社)千葉県建築士事務所協会、(公社)日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会、(一社)日本建築構造技術者協会関東甲信越支部JSCA千葉、(一社)千葉県設備設計事務所協会、(一社)日本建築学会関東支部千葉支所）において組織されています。

市は、当会議を通じて、耐震診断及び耐震改修実施に対する協力体制の整備等を依頼し、円滑に耐震診断及び耐震改修が行われるようにします。

- ・一般社団法人 千葉県建築士会
- ・公益社団法人 千葉県建築士事務所協会
- ・公益社団法人 日本建築家協会関東甲信越支部千葉地域会
- ・一般社団法人 日本建築構造技術者協会関東甲信越支部 JSCA 千葉
- ・一般社団法人 千葉県設備設計事務所協会
- ・一般社団法人 日本建築学会関東支部千葉支所

(4) 千葉県耐震判定協議会

学識経験者等により構成されており、耐震診断及び耐震改修計画の適確性を、審査・判定している第三者機関です。その判定結果は、各所管行政庁の認定の判断等に用いられており、速やかな審査・判定により、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えています。

市は、当協議会と協力・連携して、円滑な耐震診断及び耐震改修を行える環境を整えるものとしします。

【本計画変更経過】

- ・平成 24年 3月 一部変更
- ・平成 25年 3月 一部変更
- ・平成 28年 3月 改定
- ・平成 29年 3月 一部変更
- ・令和 3年 3月 改定
- ・令和 8年 3月 改定

